

未登記家屋の所有者の変更について

未登記家屋（法務局に登録されていない家屋）の所有者が売買、相続等の理由により変更となった場合、法務局で表題登記していただくか、未登記のまま所有者を変更される場合は市税務課 固定資産税第2係への申請が必要となります。

登記家屋は、所有権移転登記をすると法務局からの通知で所有者を変更できますが、未登記家屋は申請していただかないと所有者の変更ができませんので、必ず手続きをお願いします。

※手続きの詳細についてはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。



問合せ＝税務課 固定資産税第2係（内線284・285）

家屋調査にご協力ください

新築・増改築された家屋について、固定資産税・都市計画税賦課のため家屋調査を行っています。

家屋調査とは、家屋の評価額を算出するために市職員が伺い、部屋の間取りや外部・内部仕上げの使用資材、設備について目視や図面で確認するものです。調査の所要時間は30分程度です。

該当する人には文書で案内を送付します。ご協力をお願いします。

※調査当日は、主に図面での調査ですが、各部屋の仕上げも確認することがあります。

問合せ＝税務課 固定資産税第2係（内線284・285）

「出前サポステ」若者自立支援のための無料相談会（要予約）

さまざまな理由で働くことに悩みを抱えている15歳～49歳の若者の就労支援をしています。キャリアコンサルタント等による職業的自立を目指す専門的な個別相談会です。

日時＝6月23日、7月28日、8月25日、9月22日、10月27日、11月24日、12月22日、令和6年1月26日、3月22日の各金曜14時～17時

場所＝市役所 2階相談室1

対象＝仕事に就いていない若者本人とその家族

問合せ＝若者サポートステーションやまと（☎0744-44-2055）（地域振興課）

障害者（児）日常生活用具の要綱が改正されました

4月1日より障害者（児）日常生活用具の給付内容、条件が一部変更されました。

- ・「情報通信・支援用具」の耐用年数を5年にしました。
- ・「視覚障害者用拡大読書器」を「視覚障害者用読書器」に名称を変更し、対象となる商品の範囲を拡大しました。
- ・「点字ディスプレイ」「盲人用体温計」「盲人用体重計」「電磁調理器」「聴覚障害者用屋内信号装置」の条件を緩和しました。
- ・「パーソナルコンピュータ」が日常生活用具の対象外となりました。

問合せ＝障害福祉課（内線535）

児童手当の支払い

児童手当の令和5年2月分～5月分は、6月15日（木）に受給者の預金口座に振り込みます。

16日（金）以降に入金を確認してください。

※次のときは、速やかに届出をしてください。

- ①児童の数が増減したとき
- ②振り込み口座の変更や解約したとき
- ③名前や住所を変更したとき
- ④受給者が公務員になったとき
- ⑤3歳未満の児童がいる受給者の年金区分が変わったとき

問合せ＝子育て支援課（内線522）

コンビニ交付の証明発行停止について

システムメンテナンスのため、ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

課税（非課税）証明書、所得証明書の令和5年度分は、6月10日（土）から発行します。

日時＝6月9日（金）終日

停止するもの＝コンビニエンスストア等でマイナンバーカードを使って発行する証明書

※住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の全部・個人事項証明書（謄・抄本）、戸籍の附票、課税（非課税）証明書、所得証明書。

問合せ＝市民課（内線311～314）・税務課 庶務係（内線272）